

今後の検討の進め方について（案）

- 今年度から地球温暖化対策のための税が最終税率への引上げとなったところであり、まずはその着実な実施が不可欠である。また、車体課税については、平成 29 年度の消費税率引上げと同時に自動車取得税の廃止と自動車税・軽自動車税の環境性能割の導入が予定されている。
- また、地球温暖化対策推進計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）において、
「環境関連税制等のグリーン化については、低炭素の促進をはじめとする地球温暖化対策のための重要な施策である。このため、環境関連税制等の環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行うなど、地球温暖化対策に取り組む。」とされている。
- これらを踏まえ、次回以降、以下の事項について、議論・検討を行うこととしてはどうか。
 - （1）エネルギー課税（地球温暖化対策のための税（温対税）を含む）
 - 温対税による環境効果の分析（価格効果・財源効果）【資料 4 - 2 参照】
 - 諸外国におけるエネルギー課税の最新動向に関する調査、グリーン化による経済・雇用・イノベーション効果の把握等に関する分析の整理・検討
 - （2）車体課税
 - 車体課税のグリーン化による環境効果の分析（環境性能課税の効果など）【資料 4 - 2 参照】
 - 諸外国における車体課税のグリーン化の最新動向に関する調査、車体課税の運用手法やグリーン化による効果・影響の把握等に関する分析の整理・検討
- 上記のほか、今後の議論・検討を行うに当たって必要となる事項として、具体的に何か考えられるか。